大川市移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、大川市（以下「市」という。）が福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び大川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福岡県（以下「県」という。）と共同して行う福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業（以下「県移住支援事業」という。）において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、名古屋圏（岐阜県、愛知県及び三重県をいう。以下同じ。）又は大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。以下同じ。）から市に移住し、就業又は起業等をしようとする者が県移住支援事業の要件を満たす場合に、予算の範囲内において大川市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することに関し、福岡県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）、大川市補助金等交付規則（昭和５６年大川市規則第７号）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付金額）

第２条　移住支援金の額は、２人以上の世帯の申請の場合にあっては１００万円、単身の申請の場合にあっては６０万円とする。また、１８歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は１８歳未満の者１人につき１００万円を加算する。

（対象者の要件）

第３条　移住支援金の交付対象者は、移住支援金の交付申請をしようとする日において、市税及び国民健康保険税の納期到来分を滞納していない世帯に属する者のうち、次の第１号の要件を満たし、かつ、次の第２号、第３号、第４号又は第５号の要件に該当する者とし、世帯の申請をする場合にあっては、次の第６号の要件を併せて満たすものとする。

（１）　移住等に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア　移住元に関する要件として、転入する前（農林漁業の研修を受講するため、大川市以外の自治体に住所を変更した場合は、当該住所変更の直前。）の１０年間のうち、通算５年以上、かつ直近で、連続して１年以上東京圏、名古屋圏又は大阪圏に在住していたこと。ただし、第４号の要件に該当する者については東京圏の在住に限る。

イ　移住先に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　令和４年４月１日以降に市に転入したこと。

（イ）　移住支援金の申請日において、転入後１年以内（農林漁業の研修を受講した者については、当該研修期間は、算定に含めない。）であること。

なお、年度当初予算の第１回交付決定前であったことにより、転入後１年以内に申請を行うことができなかった場合には、交付決定日から次に示す日数、申請受け付けを可能とする。

受付日数：当該年度の４月１日から転入後１年となる日までの日数とする。

（ウ）　市に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ　その他の要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（イ）　日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者 の配偶者等」、「定住者」 、 及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

（ウ）　申請者は、過去１０年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に１８歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、１８歳以上となり、県及び市町村が認める場合を除く。

（エ）　その他県又は市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２）　就職等に関する要件として、次の区分に応じて掲げる要件を満た

すこと。

ア　一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。

（イ）　就業先が、移住支援金の対象として県が運営するマッチングサイトに掲載している求人であること。

（ウ）　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等への就業でないこと。

（エ）　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

（オ）　求人への応募日が、県が運営するマッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降の日であること。

（カ）　当該法人等に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（キ）　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

イ　専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　勤務地が東京圏、名古屋圏又は大阪圏以外の地域に所在すること。

（イ）　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

（ウ）　当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（エ）　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

（オ）　目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ　人材確保困難職種への就職の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　別表第１の左欄に掲げる対象職種に応じ、同表右欄に掲げ

る就職支援サイト又は無料職業紹介所により福岡県内の事業所等に就職していること。

（イ）　就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

（ウ）　週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

（エ）　当該就職先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（オ）　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でなく、新規の雇用であること。

エ　自営での農林漁業への就業の場合

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

（ア）　農林漁業に係る別表第2に掲げる人材確保支援策を活用した者又は市が別に認める者であること。ただし、移住支援金の申請日から5年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

（イ）　県へ就農相談を行い、市内で新規就農した者であること。ただし、移住支援金の申請日から5年以上、自営での農林漁業への就業を継続する意思を有していること。

（３）　テレワークに関する要件として、次の区分に応じて掲げる要件を満たすこと。

ア　一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）　所属先企業等からの命令でなく、自己の意思により移住した場合であって、市を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

（イ）　移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週２０時間以上テレワークを実施すること。

（ウ）　地域未来交付金(デジタル実装)又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（エ）　申請者又は同一世帯の者が市内において、住宅を新築又は購入したこと。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。

イ　福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業の参加者の場合
次に掲げる事項の全てに該当すること。
（ア）過去２年以内に、福岡県テレワーク推進企業移住体験促進事業補助金を受けて実施されたワーケーション・移住体験の取組に参加していること。
（イ）上記（ア）に示す取組を実施した企業・団体に現に所属している従業員又は役員であること。
（ウ）所属先企業等の命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
（エ）デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（４）　関係人口に関する要件として、次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、官公庁及び地域おこし協力隊への就業を伴う移住は除く。
ア　市公式LINEアカウントに登録していること。
イ　申請時に３５歳以下であること。
ウ　関係人口要件として、次のいずれかに該当すること。
（ア）過去に本市にふるさと納税をしたことがあること。
（イ）過去に本市に１年以上住民登録をしたことがあること。
（ウ）過去に観光等の理由により本市を訪問し、市内飲食店や宿泊施設を利用したことがあること。
エ　就業要件として、次のいずれかに該当し、5年以上継続して就業する意思を有していること。
（ア）市内で農水産業に就業していること。
（イ）市内でインテリア関連製造業に就業していること。

（５）　起業等に関する要件として、県実施要綱に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

（６）　世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合に限る。）として、次に掲げる事項の全てに該当すること。
ア　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
イ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請日において、同一世帯に属

していること。

ウ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、令和４年４月１日以降に市に転入したこと。

エ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請日において転入後１年以内であること。

オ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（交付の申請）

第４条　移住支援金の申請者は、大川市移住支援金交付申請書（様式第１号）に、移住先の就業先の就業証明書（様式第２号）及び本人確認書類に加え、前条第１号の要件を満たし、かつ、同条第２号、第３号、第４号又は第５号の要件に該当することを証する書類を市長に提出しなければならない。

２　世帯の申請をする場合にあっては、前条第６号の要件を満たすことを証する書類を市長に提出しなければならない。

（交付決定の通知）

第５条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに大川市移住支援金交付決定通知書(様式第３号)により、当該申請者に通知するものとし、審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認めた場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金を交付しない場合は、速やかに大川市移住支援金不交付決定通知書（様式第４号）により、当該申請者に通知するものとする。

（移住支援金の請求）

第６条　前条の規定により交付決定を受けた申請者は、速やかに市長に対し大川市移住支援金交付請求書（様式第５号）を提出し、移住支援金を請求するものとする。

（報告及び立入調査）

第７条　県及び市は、県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確

認するため、必要があると認めるときは、交付決定を行った申請者に対し県移住支援事業に関する報告を求め、立入調査を行うことができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第８条　市長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める場合に該当するときは、移住支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該支援金の返還を命じることができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、県及び市が認めた場合は、この限りでない。

（１）　全額の返還

次のいずれかの場合

ア　虚偽の申請等をしたことが判明した場合

イ　移住支援金の申請日から３年未満で市から転出した場合

ウ　移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ　県実施要綱に基づく起業支援金の交付決定を取り消された場合

（２）　半額の返還

移住支援金の申請日から３年以上５年以内に市から転出した場合

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、県と市が協議して定める。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大川市移住支援金交付要綱の規定は、令和５年４月１日以後に転入した者に適用し、同日前に転入した者は、なお従前の例による。

付　則

この要綱は、令和５年８月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大川市移住支援金交付要綱の規定は、令和７年４月１日以後に転入した者に適用し、同日前に転入した者は、なお従前の例による。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大川市移住支援金交付要綱の規定は、令和７年１０月１日以後に転入した者に適用し、同日前に転入した者は、なお従前の例による。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の大川市移住支援金交付要綱の規定は、令和８年４月１日以後に転入した者に適用し、同日前に転入した者は、なお従前の例による。

別表第１（第３条関係）

対象職種	就職支援サイト又は無料職業紹介所
農林漁業職	農林漁業就職応援サイト
保健師、助産師、看護師又は准看護師	ｅナースセンター （必ず福岡県を登録すること。）
保育士	福岡県保育士就業マッチングサイト 「ほいく福岡」
介護職	福岡県福祉人材センター

別表第２（第３条関係）

実施主体	人材確保支援策
市町村	新規就農者育成総合対策事業（経営開始資金） 新規就農者育成総合対策事業（経営発展

	支援事業）
地域協議会	中山間地域活力創出推進事業
福岡県水産団体指導協議会	経営体育成総合支援事業